こ成保第 312 号
令和６年５月 30 日
一部改正　こ成保第 488 号
令和７年８月 21 日
一部改正　こ成保第 440 号
令和８年５月 29 日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
（　公　印　省　略　）

保育人材確保事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年４月 17 日雇児発 0417 第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により人材確保事業を実施してきたが、今般、当該通知を廃止し、本通知により保育人材確保事業を定め、令和６年４月１日から適用することとしたので通知する。

ついては、本事業の適正かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知願いたい。

なお、令和５年度末までに実施したものについては、なお従前の例による。

記

第１　事業の種類

１　保育士資格等取得支援事業

２　保育士養成施設に対する就職等促進支援事業

３　保育士宿舎借り上げ支援事業

４　保育人材等就職・交流支援事業

５　保育体制強化事業

６　保育補助者雇上強化事業

７　保育士や保育事業者等への巡回支援事業

８　保育士・保育所支援センター設置運営事業

９　保育士・保育の現場の魅力発信事業

第２　事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

１　保育士資格等取得支援事業実施要綱（別添１）

２　保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱（別添２）

３　保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（別添３）

４　保育人材等就職・交流支援事業実施要綱（別添４）

５　保育体制強化事業実施要綱（別添５）

６　保育補助者雇上強化事業実施要綱（別添６）

７　保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱（別添７）

８　保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（別添８）

９　保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（別添9）

別添１

保育士資格等取得支援事業実施要綱

Ⅰ　保育士資格等取得支援事業

１　事業の目的

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

２　実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下、別添１において「都道府県等」という。）、又は、都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

３　事業の内容

（１）認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の６に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

（２）保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への

移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者（保育士資格取得）」という。）が「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③（以下「保育士資格特例制度」という。）による保育士資格の取得等に要した、指定保育士養成施設の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。

（３）幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が保育士資格特例制度により保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

（４）保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

（５）保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者であって、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者（以下「保育教諭対象者（幼稚園教諭免許状取得）」という。）が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）により改正された教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 18 項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度（以下「幼稚園教諭免許状特例制度」という。）により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学等の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。（特例制度の対象要件については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）（平成 25 年８月８日文部科学省初等中等教育局長通知）」を参照のこと。）

４　実施要件

（１）対象者

本事業の対象者は、以下の事業ごとに掲げる施設（以下「対象施設」という。）に勤務する者であること。ただし、幼免対象者は施設への勤務の有無にかかわらず、本事業の対象となること。

また、保育教諭対象者（保育士資格取得）及び幼免対象者は、指定保育士養成施設において教科目を受講し、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第６条の 11 の２の規定により保育士資格を取得すること。保育教諭対象者（幼稚園教諭免許状取得）は、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目を受講し、教育職員免許法附則第 18 項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士登録証の交付又は幼稚園教諭免許状を授与されるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

ア　認可外保育施設保育士資格取得支援事業

（ア）「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年１月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

（イ）認定こども園法第３条第２項第１号及び第３項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）が構成する認可外保育施設

（ウ）児童福祉法第６条の３第 10 項に規定する小規模保育事業であって、法第 34 条の 15 第２項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年４月 30 日厚生労働省令第 61 号）第３章第２節に規定する小規模保育事業Ａ型及び第３節に規定する小規模保育事業Ｂ型を行う事業所

（エ）児童福祉法第６条の３第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、法第 34 条の 15 第２項の認可を受けたもの

（オ）証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると都道府県等が認める施設

（カ）施設の所在する都道府県と市区町村との連名により、以下①～③の内容を記載した「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した認可外保育施設

① 待機児童の状況や保育時間等の観点から地域に特徴的と考えられる保育等ニーズが存在すること。

② 都道府県又は市区町村において、①のニーズを満たすため、認可の保育施設や事業の整備・拡充等を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、①の保育等ニーズの受け皿となることができる施設であると認める施設であること。

③ 都道府県及び市区町村の連携により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準を満たすため、職員又は巡回支援指導員等による技術的な支援、本事業の他の国庫補助の活用等を通じて、本事業以外にも十分な支援を行っている、あるいは行う予定であること。

④ 遅くとも令和６年９月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指すものであること。

イ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園等

ウ 保育所等保育士資格取得支援事業

（ア）保育所

（イ）認定こども園

（ウ）認定こども園への移行を予定している幼稚園

（エ）乳児院

（オ）児童養護施設

※ 上記（ア）から（オ）のいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

エ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等

（２）受講方法

対象者は、指定保育士養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）又は大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講により保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得する。

なお、保育教諭対象者（保育士資格取得）及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、指定保育士養成施設において、児童福祉法施行規則第６条の 10 第２項に掲げる筆記試験科目（同項第２号の教育原理及び同項第５号の保育の心理学を除く）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第６条の 11 の２の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とすること。

また、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。

（３）受講開始

本事業においては、①指定保育士養成施設又は大学等（以下「養成施設等」という。）に入学した日、②養成施設等からの受講許可を得た日、③受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日、①～③のいずれか早い日を受講開始の日とすること。

（４）代替保育士等雇上費

上記３の（１）の事業にあっては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者、上記３の（２）の事業にあっては、保育教諭対象者（保育士資格取得）の保育士資格取得に伴い、代替として雇い上げた職員、上記３の（５）の事業にあっては、保育教諭対象者（幼稚園免許状取得）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた職員（以下「代替職員」という。）に係る雇上費を補助する。

５　実施計画書について

（１）提出

ア　本事業を実施する対象施設（以下「実施対象施設」という。）及び幼免対象者は、保育士資格等取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式１）及び（２）に定める確認書類を都道府県等に提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、４（３）の受講開始日の属する年度中とする。

イ　都道府県等は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに実施対象施設及び幼免対象者に通知すること。

（２）確認書類

実施計画書の確認にあたっては、４（１）の対象者（以下「対象者」という。）及び代替職員が実施対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出させること。

また、対象者が受講を開始した場合は、養成施設等に在学していることが確認できる書類を提出させること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設等に在学していることが確認できる書類を提出させること。

６　対象経費の支払い等について

（１）支払い

養成施設等受講料や教材費等の経費及び代替保育士等雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者が保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の交付を受け、実施対象施設に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格又は免許状取得後１年以上対象施設に勤務すること。

（２）支払いの申請及び確認

実施対象施設及び幼免対象者は、対象者が保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、実施対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育士資格等取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式２）及び次に掲げる書類を都道府県等に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア　対象者が保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、実施対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ　養成施設等の長が発行する対象経費の領収書

ウ　代替職員が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類

エ　保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し

（3）対象経費の留意事項

ア　対象経費の対象は、養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料（養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税とする。

イ　対象経費とならないものは、次の経費とすること。

（ア）その他の検定試験の受講料（入学検定料を含む）

（イ）受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

（ウ）補講費

（エ）養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用

（オ）養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用

（カ）学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

（キ）受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

ウ　算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

エ　入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設等の長が証明する額又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

オ　クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

カ　支給申請時点で養成施設等に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

7　領収書について

（1）受講に係る領収書等

養成施設等の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

（２）領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「養成施設等の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

（３）領収書等に訂正のある場合、養成施設等の訂正印又は署名のないものは無効であること。

（４）養成施設等に係る領収書等については、確認後、原則として実施対象施設及び幼免対象者に返却すること。

ただし、必要に応じて実施対象施設及び幼免対象者了承の上で写しを取っておくこと。

（５）本事業は、対象者が保育士資格・幼稚園教諭免許状を取得し、実施対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、上記３の（１）、（２）、（４）及び（５）に掲げる事業については、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。但し、実施対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

８　留意事項

（１）都道府県等は、提出された実施計画書に基づき、適切に補助が行えるよう、必要な財源を確保しておくこと。

（２）実施対象施設が本事業の実施要件を満たしているかどうかの確認等に当たっては、必要に応じ市区町村と連携すること。

（３）４（１）ア（カ）④については、令和６年９月末までに認可外保育施設指導監督基準に適合するよう目指してきた施設であることを確認の上、対象として差し支えない。

9　費　用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

（別添様式１）

保育士資格等取得支援事業実施計画書

都道府県等の長　殿

（元号）　　年　　月　　日

対象施設の長又は幼免対象者

①　対象となる事業			
②　施設名			
③　住所	（〒　　－　　）		電話（　　） －
④　受講者の氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日　生 （　　歳）
⑤　養成施設等名			
⑥受講期間	（元号）　　年　　月　　日　～　（元号）　　年　　月　　日 （受講開始日（入学日））		
⑦保育・教育実習や面接授業期間	保育・教育実習　　日、面接授業　　日、 合計　　日		
⑧受講に要する費用	入学料　　円、受講料　　円、合計　　円		
⑨保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を 受けている　・　受けていない		
⑩代替職員の氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日　生 （　　歳）
（備考）			

※　⑩について、代替職員が確定していない場合は、氏名欄に「別途配置予定」と記入し、確定次第速やかに実施主体に届出を行うこと。

（別添様式２）

保育士資格等取得支援事業完了報告書

都道府県等の長　殿

（元号）　　年　　月　　日

対象施設の長又は幼免対象者

①　対象となる事業			
②　施設名			
③　住所	（〒　　－　　）		電話（　　） －
④　受講者の氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日　生 （　　歳）
⑤　養成施設等名			
⑥受講期間	（元号）　　年　　月　　日　～　（元号）　　年　　月　　日 （受講開始日（入学日））		
⑦保育・教育実習や面接授業期間	保育・教育実習　　日、面接授業　　日、 合計　　日		
⑧受講に要した費用	入学料　　円、受講料　　円、合計　　円		
⑨代替職員の氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日　生 （　　歳）
⑩代替職員の雇上期間	（元号）　　年　　月　　日　～　（元号）　　年　　月　　日 （　　日間）		
（備考）			